

信用保証トピックス③ (平成28年10月)

事業承継保証「リレー」を創設

～事業承継に必要な資金を信用保証で調達～

経営者の高齢化が進む中、事業承継への対策が社会的な課題となっています。

事業承継に係る多様な資金需要に対応することにより、円滑な事業承継を実現し、地域経済の活性化に資するため、平成28年11月1日に事業承継保証「リレー」を創設し、取扱いを開始します。

1. 事業承継保証「リレー」の特長

(1) 最長20年の保証期間

保証期間が最長20年であり、事業承継に伴う借入について、無理のない返済計画を立てることができる。

(2) 保証料率を平均20%割引

保証料率が平均20%割引であり、事業承継に伴う借入コストを抑えることができる。

2. 事業承継保証「リレー」の概要

対象となる方	対象者① 事業承継計画を策定している中小企業・小規模事業者 対象者② 事業承継のために設立した持株会社（純粋持株会社、事業持株会社）
資金使途	対象者① ・役員退職金支払資金 ・事業用資産取得資金（申込人以外が所有する事業用資産） ・その他協会が認める事業承継に必要な資金 対象者② ・被後継者（現経営者）が保有する事業会社の発行済議決権株式総数の3分の2以上を一括取得する資金 ・事業会社の代表者が所有する事業用不動産の取得資金
保証限度額	2億8,000万円（組合の場合は4億8,000万円） ※ 普通保証は2億円（組合の場合は4億円）、無担保保証は8,000万円
保証期間	20年以内（うち据置期間2年以内）
返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率
担保	必要に応じて徴求
連帯保証人	対象者① 法人：代表者及び原則として後継者 個人：原則として、後継者 対象者② 持株会社及び事業会社の代表者並びに事業会社の法人保証
保証料率	通常のリスク考慮型保証料率（9区分）から平均20%割引
取扱開始日	平成28年11月1日

